

し、彼是致し漸く人數引取りけり。使番定の黒母衣掛けて居ける處、鐵炮に打ぬかれ、母衣もすだれのごとくに成りたりといへども、仕合せにて其身鐵炮にはづれ玉も中らず。其時の振殊の外宜しくと、後々までも被仰御感被遊たりと、享保七年正月十五日之夜御意也。とあり。又有澤永貞の古兵談殘囊集に、利常卿御在世後には坂井與右衛門・杉浦仁右衛門只二人ならで足輕頭無之、足輕も二百許ならで無之由。是は大坂にて足輕は用に不立との御意あるゆゑなり。伊達政宗は足輕を多く持ち、大坂にても用に立ちしといふ。然らば名將にても其の用の試み知り給ふ處に依りて、其心得違ひある事歟。といへり。可觀小説に、瑞龍公の御代持筒足輕二組有之。其頃本庄主馬・河原兵庫其頭を勤めたり。一組百人宛にて、一人に三拾五俵宛被下、小頭は五拾俵被下。御徒者より列も上なり。然るを微妙公の時持筒組を止められ、其足輕殘らず御先手に被成、二拾九俵宛被下。依之御斷申上御暇願ふものは、願の通り暇被下。此時御先手足輕八拾六組に被仰付。先年御尋有之節、足輕市嶋小平覺え罷在り、委細申上ぐ。とあり。湯淺進良の足

輕組宛行減少考に云ふ。先筒頭田邊判五兵衛組足輕大屋彦太郎由緒帳を考ふるに、高德公越前府中にて鐵炮之者五十人外小頭五人召抱えられ、越前本保村にて一人四拾石二斗宛被下、小塚藤右衛門へ預けられ、藤右衛門死後小塚權太夫へ預けられ、權太夫死後小塚淡路へ預けらるゝ處、元和四年一統の給地召上げられ、小頭へは切米五拾八俵被下、其内にて小者一人召抱え、平生は普請會所へ指出し、御用爲相勤置、地・他國右小頭御用相勤候節は、引揚げ召連れけり。其節より御先筒足輕と申す名目也。右平足輕には二拾九俵被下置。夫より村上豊前組と成り、其以後宮木采女組と成り、寛永十二年に右小者米拾三俵召上げられ、小頭三拾五俵に成り、家來小者は御貸人渡る趣に成りたり。さて寛文七年小堀孫兵衛組に成り、同九年切米二拾九俵被下、天和二年野村七兵衛組へ抱えられし時二拾俵被下。是より先手物頭組足輕宛行二拾俵、小頭は三拾俵に相成る。とあり。右大屋彦太郎由緒帳によりて考へたるなりといへども、獨り彦太郎が由緒のみならず。芝原半助・野村藤七・井上吉平等の由緒帳にも同様載せたり。尙三社五十人町の

條に記載す。

○十九間町

此の町名今は絶えたり。従前は十三間町の入口、犀川橋の方河原町・大工町の出口邊をば十九間町と稱す。護國公年譜に、享保十八年四月廿六日犀川除町より出火、十九間町五十八軒、十三間町十八軒、又十三間町五軒焼失。とあり。變異記には、傳馬町後養智院邊小家より出火、木倉町・出大工町・古寺町・河南町・河原町・大工町・十九間町、十三間町は一向宗妙源寺下隣迄焼失、妙源寺は無難。とあり。往古は此の地邊人家甚だ些少にて、十九間町は戸數十九戸、十三間町は十三戸ありて、十九間町と十三間町との間は、空地なりしゆゑ兩町に分ち、町名を建てたるものなるべしといへり。然るに今は兩町立連り、一町の如く成りたりしゆゑに、明治四年四月戸籍編成に付、町名取調理の時十九間町の稱を廢し、十三間町へ屬せしめたり。但しそれより以前も世人十三間町とも呼べり。

○十三間町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、十九間町・十三間町。と並

び載せたり。國事昌披問答にも、大工町・十九間町・十三間町。とありて、昔は十九間町の通り筋をのみ十三間町と稱したれど、今は其の裏町までも都て十三間町と稱し、其の戸數數十戸に及べり。此の町名は十間町或は三間道などの町名と同じく、もとは町内の戸數に據つて呼びたるなれば、十九軒町・十三軒町と書くべき事也といへり。此の説さもあるべく覺ゆ。

○十三間町妙源町(寺)

東方眞宗道場なり。由來書に、當寺草創寛永十七年也。開基僧實善は、加賀國能美郡小松寺町眞言宗眞行寺の住僧たる處、文明元年本願寺第八世蓮如上人に歸依し、遂に改宗して弟子と成りたり。然るに寛永十七年金澤へ移轉して、今の寺地に建立し、寺號を本願寺へ申立て、更に妙源寺と授けられたりと。但し舊記等傳來無之、僅に傳承する而已といへり。

○能登町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、十三間町の次に能登町を載せたり。此の町名今は絶えたる故に詳かならず。十三間